

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第8条まで 省略 (学校における自転車交通安全教育)</p> <p>第9条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校をいう。）において児童および生徒に対する発達の段階に応じた自転車交通安全教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(家庭および地域における自転車交通安全教育等)</p> <p>第10条 <u>幼児、児童または生徒を保護する責任のある者</u>（次項において「保護者」という。）は、その<u>保護する幼児、児童または生徒</u>に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その<u>保護する幼児、児童または生徒</u>が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。</p> <p>3および4 省略</p> <p>第11条から第13条まで 省略 (自転車損害賠償保険等への加入)</p> <p>第14条 <u>自転車利用者は</u>、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入</p>	<p>第1条から第8条まで 省略 (学校における自転車交通安全教育)</p> <p>第9条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校をいう。<u>第15条第5項において同じ。</u>）において児童および生徒に対する発達の段階に応じた自転車交通安全教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(家庭および地域における自転車交通安全教育等)</p> <p>第10条 <u>保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）</u>は、その<u>監護する未成年者</u>に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その<u>監護する未成年者</u>が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。</p> <p>3および4 省略</p> <p>第11条から第13条まで 省略 (自転車損害賠償保険等への加入)</p> <p>第14条 <u>自転車利用者（未成年者を除く。第5項において同じ。）</u>は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、</p>

の措置が講じられているときは、この限りでない。

(新設)

2 事業者は、その事業活動において従業者その他事業に関係する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

(新設)

3 県は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第15条 省略

2 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供し、

当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業者その他事業に関係する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

4 自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付事業者」という。）は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

5 県は、自転車利用者、保護者、事業者および自転車貸付事業者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第15条 省略

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認を行った場合において、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転

自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するものとする。

3 前2項の規定は、自転車の貸付けを業とする者が自転車を貸し付けるときについて準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第16条から第18条まで 省略

(自転車を利用した観光の推進等)

車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供しなければならない。

3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者があるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認するよう努めなければならない。

4 事業者は、前項の規定による確認を行った場合において、当該従業者の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

5 学校、学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒または学生があるときは、当該児童、生徒または学生に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認するよう努めなければならない。

6 第4項の規定は、前項の規定による確認を行った場合について準用する。この場合において、第4項中「当該従業者に」とあるのは、「当該児童、生徒および学生ならびに当該児童および生徒の保護者に」と読み替えるものとする。

7 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を借り受けようとする者に対し、自らの加入している当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。

第16条から第18条まで 省略

(自転車を利用した観光の推進等)

第19条 省略

2 県は、本県の観光地の特性を生かし、その魅力を高めるため、市町等、観光に関する事業を営む者、公共交通機関その他関係者と協働を図るとともに、レンタル自転車（観光等のために有償で貸し付けられる自転車をいう。）等を利用して観光旅客が観光地を円滑に来訪することができるようにするために必要な施設の設置の促進その他の環境の整備、催物の開催等による観光旅客の参加する機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

付 則

1 省略

2 県は、この条例の施行後3年を目途として、自転車を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第19条 省略

2 県は、本県の観光地の特性を生かし、その魅力を高めるため、市町等、観光に関する事業を営む者、公共交通機関その他関係者と協働を図るとともに、レンタル自転車（観光等のために貸付けの用に供される自転車をいう。）等を利用して観光旅客が観光地を円滑に来訪することができるようにするために必要な施設の設置の促進その他の環境の整備、催物の開催等による観光旅客の参加する機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

付 則

1 省略

2 県は、滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(令和2年滋賀県条例第 号)の施行後3年を目途として、自転車を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。